

IV 住民自治の推進と官民連携によるまちづくり

新たなまちづくりに当たっては、住民と行政の協働により一体的かつ効率的に進める必要があり、新市建設計画におけるまちづくりの基本的な考え方（理念）において、『自らの地域は自らが創り治めるという「自治の視点」を基本として、「協働」「地域社会（コミュニティ）」「住民主権」「地方主権」「創造性」による自立社会の確立』を目指しました。

住民と行政がそれぞれ主体性をもち、共に知恵を出し合いながら着実に奥州市を成長させていくため、住民の声をまちづくりや行政運営に反映させる手段として、次のような組織や制度を構築してきました。

I 地域自治区

(1) 地域自治区の設置と役割

住民自治の強化の推進、行政運営への住民の意見反映等の観点から、自治体の判断により「地域自治区」を設置できることとなっており、本市では合併協定により旧市町村ごとに「地域自治区」を設置しました。

各地域自治区には、地域の意見を取りまとめる「地域協議会」、市の行政事務を所掌する「総合支所」、特別職となる「区長」をそれぞれ設置しました。

地域自治区は、合併協定において合併の日から平成28年3月31日までの設置としていましたが、奥州市議会の議員発議により設置期間を2年間延長し、平成30年3月31日に廃止しました。

地域自治区に設置した区長は、平成22年3月31日までの4年間設置しました。

(2) 地域協議会の設置と役割

各地域自治区に設置した「地域協議会」は、市長から選任された委員で構成する諮問機関として、主に以下の事項について審議しました。

- ・ 新市建設計画をはじめ当該地域自治区の所掌する事務事業
- ・ 市の基本構想の策定及び変更
- ・ 各種地域計画の策定及び変更
- ・ 公の施設の設置、廃止及び管理運営

(3) 地域協議会から地域会議へ

地域協議会は、地域自治区に設置する諮問機関であることから、地域自治区とあわせて平成30年3月31日をもって廃止しました。

地域からの意見や提言する新たな組織として、平成30年4月1日に奥州地域会議、水沢、江刺、前沢、胆沢及び衣川地域の各地域会議を設置しました。

地域会議は、市長から委嘱された委員で構成し、主な所掌事項は以下のとおりです。

- ・ 地域の課題や市のまちづくり
- ・ 市政への提言や地域コミュニティ

2 官民連携と協働の推進

(1) 自主的な地域づくり活動への支援

市内30地区の振興会等は、合併以前から地域振興、地域課題の改善等のために様々な活動を展開してきました。

合併に伴い、市域や生活圏域の拡大、各種制度等の再編などによる新たなニーズへ対応するとともに、住民主体の特色ある地域づくりの推進、地域自治、住民自治の確立を図るため、市内の地区振興会等を対象とした地域運営交付金制度を創設し、地域における自治組織の運営や活動に対する支援を実施しています。また、協働のまちづくり交付金、協働のまちづくり事業補助金の交付により、それぞれの特性を活かした主体的・計画的な地域づくり活動を支援しています。

(2) 地区センターの設置による地域づくり基盤の整備

地域住民の主体的な特色ある地域づくり活動及び自主的な学習活動を支援するとともに、地区振興会等の活動拠点を確保するため、平成24年度に市内30地区に地区センターを設置しました。

地区センターには、地区振興会のほか市職員が常駐し、これにより地域づくり活動の中核である地区振興会と行政との協働体制が構築でき、官民が一体となった地域づくりの基盤を整備しました。

平成30年度から全ての地区センターが指定管理に移行し、地域が主体となった自主的な地域運営が展開されています。

【図表21】地区センター指定管理者制度導入件数と地区センター利用者数の推移

(単位：件・千人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地区センター指定管理者制度導入件数											16	25	30	30	30
地区センター利用者数	452	562	552	606	547	507	555	572	563	593	572	646	593	558	397

(3) 地域づくり等の活動を行う団体や人材の育成と支援

合併による新しい地域づくりや活力あるまちづくりに取り組む団体やそれらの活動をけん引する人材を育成するため、以下の主な事業を実施してきました。

※ () 内は制度等の実施年度

- ・ 市民活動支援センターの設置 (平成18年度～)
- ・ 地域づくり推進事業 (平成18～21年度)

- ・ いきいきまちづくり支援事業（平成18～20年度）
- ・ 市民公益活動団体支援事業<0.4%支援事業>（平成20～27年度）
- ・ 活力あるコミュニティ活動支援事業（平成22年度）
- ・ 特色ある地域づくり事業（平成23～27年度）
- ・ 協働のまちづくりアカデミーの設置（平成25年度～）
- ・ 市民提案型協働支援事業（平成28年度～）
- ・ 協働の提案テーブル制度の創設（平成28年度～）

【図表22】地域づくり等の活動を行う団体や人材の育成と支援に係る実績

（単位：団体・人・回）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市民公益活動 団体数	47	57	74	89	91	104	118	130	136	163	174	190	196	196	213
協働のまちづ くりアカデ ミー修了生								22		22	19	17	10	11	-
協働の提案 テーブル開催 回数											49	45	36	22	12

※ アカデミーの第1期はH25、26年度の2年間を通して1期として活動

(4) 市政への住民参画

市政への市民参画機会の拡充を図るため、「奥州市市民参画条例」を制定し、市民の生活に大きな影響を及ぼす計画や条例の策定に際して、パブリックコメントの実施、諮問のための委員会等への市民の参画、市民説明会の開催、アンケート調査等、市民の声を取り入れる仕組みを整備しました。

市民が自らの意見を市の政策に反映させるための仕組みを確立したことにより、今まで以上に市民目線での市政、施策の企画、運営が可能となりました。

【図表23】市民参画手続実施件数の推移

（単位：件）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市民参画手続 実施件数				10	9	10	8	8	7	5	13	7	4	6	8

